

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あわら市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県あわら市長

公表日

令和7年11月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	あわら市は、「健康増進法第17条第1項又は第19条の2」の健康増進事業の規定に基づき健康増進に関する事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法で定められた対象者を特定し、各種事業の対象者台帳を整備する。 ②対象者に個別通知するための情報および発行履歴を管理する。 ③受診等の記録（氏名、年齢、住所、実施日、結果等）を管理する。 ④過去の受診等の記録および未受診者等の情報を管理し、再度実施勧奨を行う。 ⑤受診等の記録から統計調査および報告をする。
③システムの名称	・福祉総合システム ・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第111項 (別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号 番号法別表第1の主務省令で定める命令 第54条 【情報提供】番号法第19条第8号 番号法別表第1の主務省令で定める命令 第54条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康長寿課
②所属長の役職名	健康長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 健康長寿課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8023
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康長寿課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8023
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">十分である</div>] </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">十分である</div>] </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>・本市が制定しているあわら市特定個人情報等取扱規程に基づき、定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	システム等へのアクセスが可能な職員は、パスワードによって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っており、不正使用へのリスク対策は十分であると言える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第一項 番号法別表第一第76項	番号法第9条第1項 別表第一第76項 (別表第一の主務省令で定める事務を定める命	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	実施しない	未定	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	市民福祉部健康長寿課 健康長寿課長 藤井 正浩	健康福祉部健康長寿課 健康長寿課長	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	あわら市 市民福祉部 健康長寿課	健康福祉部健康長寿課	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	あわら市 市民福祉部 健康長寿課	健康福祉部健康長寿課長	事後	
令和1年6月20日	しきい値判断基準日	平成27年10月1日	令和元年6月1日	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	・福祉総合システム	・福祉総合システム ・健康管理システム	事前	
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	未定	実施する	事前	
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ		【情報照会】番号法第19条第8号及び別表第二 第102の2項	事前	
令和4年3月1日	しきい値判断基準日	令和1年6月1日 時点	令和3年5月20日 時点	事前	
令和7年11月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第76項 (別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令 第54条)	番号法第9条第1項 別表 第111項 (別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令 第54条)	事後	
令和7年11月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ①実施の有無	【情報照会】番号法第19条第8号及び別表第二 第102の2項 【情報提供】番号法第19条第8号及び別表第二 第102の2項	【情報照会】番号法第19条第8号 番号法別表第1の主務省令で定める 命令 第54条 【情報提供】番号法第19条第8号 番号法別表第1の主務省令で定める	事後	
令和7年11月21日	しきい値判断基準日	令和元年6月1日	令和7年10月31日	事後	
令和7年11月21日	IV.リスク対策 8.人手を介入させる作業	-	新規	事後	様式の改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV.リスク対策 9.監査	IV.リスク対策 8.監査	IV.リスク対策 9.監査	事後	様式の改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV.リスク対策 10.従業員に対する教育・啓発	IV.リスク対策 9.従業員に対する教育・啓発	IV.リスク対策 10.従業員に対する教育・啓発	事後	様式の改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
令和7年11月21日	IV.リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	-	新規	事後	様式の改正による変更であり、 重要な変更には該当しない